

予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱（平成22年10月20日建管-1371）の一部
改正 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(その他) 第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>[参 考]</p> <p><読み替え></p> | <p>(その他) 第5条 略</p> <p>2 <u>モデル的試行の適用対象工事では、秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日監-1397）の別表（第3条関係）失格判断基準（失格判断基準価格）（1）の規定中、「平均入札価格に10分の9.5（ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者の数に応じ10分の9.5から1の範囲内で当該係数が変動する。）を乗じて得た額」を「平均入札価格」に読み替える。</u> <u>また、低入札価格調査制度の取扱いの運用について（平成20年9月29日付け建管-1605）の（別添）別紙2. ①失格判断基準価格（1）→イの「入札価格の低い10者の平均入札価格×0.95（調査対象者数に応じ0.95から1の範囲内で当該係数が変動）」を「入札価格の低い10者の平均入札価格」に読み替える。</u></p> <p>3 略</p> <p>[参 考]</p> <p><読み替え></p> <p><u>試行要綱第5条第2項関係</u> <u>秋田県低入札価格調査取扱実施要領（平成9年8月8日監-1397）</u> <u>別表（第3条関係）</u> <u>失格判断基準（失格判断基準価格）</u> <u>調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <u>（1）入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5（ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者の数に応じ10分の9.5から1の範囲内で当該係数が変動する。）を乗じて得た額を下回っていること。（以下略）</u> ↓ <u>（1）入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参</u> </p> |

加者全員）の平均入札価格を下回っていること。（以下略）

（別添） 低入札価格調査制度の取扱いの運用について

別紙 端数処理の考え方

1. 略

2. 失格判断基準価格

① 失格判断基準価格（1）→イ

入札価格の低い10者の平均入札価格×0.95（調査対象者数に応じ0.95から1の範囲内で当該係数が変動）＝イ（千円未満を切り捨て）

↓

入札価格の低い10者の平均入札価格＝イ（千円未満を切り捨て）

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱の規定は、令和4年4月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。